

令和元年 5 月 17 日

あきる野市議会議長 殿

会 派 名 くさしぎ

代表者名 辻よし子

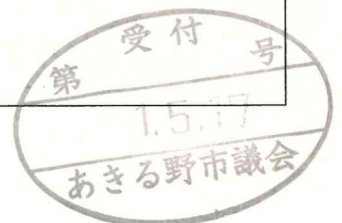


会派の（ 調査研究 ・ 研修 ） 報告書

このことについて、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 調査研究または 研修実施日	令和元年 5 月 16 日 (木)
2 調査研究または 研修の場所	アットビジネスセンター池袋駅前別館 803 号室
3 調査研究事項 または研修名	議案審査に不可欠な契約法を学ぶ～外部委託の進展と民法大改正に備える～
4 参加者氏名 (1 名)	辻よし子
5 調査研究または 研修の概要及び 感想等	別紙のとおり



【概 要】

契約法全般に渡る基礎的な知識について、2020 年 4 月に施行される改正民法と関連づけながら話された。講義項目は下記の通りである。

1. 地方公共団体の組織
2. 契約法の基礎
3. 契約の始まり
4. 契約成立の効果
5. 契約主体
6. 契約の種類と自治体の財産
7. 自治体に関わりの深い契約
8. 自治体における財産管理に関する契約
9. 特別な法律に基づく契約
10. 自治体契約の契約手続
11. 契約締結に当たって必要となる手続
12. 契約の履行確保
13. 適正な履行がなされない場合
14. 委託事業等のモニタリング

多岐に渡る内容だったため、そのうちのいくつかの内容を下記に記す。

●契約に関する議会の権限

*契約締結は、本来的には地方公共団体の長の権限とされている（地方自治法 149 条）が、多額の契約は自治体の財政に大きな影響を与えることから、地方自治法施行令で議決を要する契約の基準が設けられている。

政令指定都市を除く市の場合、工事又は製造の請負については、1 億 5000 万円、不動産・動産の買入・売り払いについては、2000 万円。

＊地方公共団体が一定金額以上の契約を締結する場合は議会の議決が必要とされる（地方自治法 96 条）。議決を得るためには契約議案を提出する必要があるため、地方公共団体は、予め相手方との間で本契約の内容となるべき事項を定めておく必要がある。この合意は「仮契約」と呼ばれる。「停止条件付契約」と「契約の予約」の 2 通りがある。

契約に関する議案を議会が、以下のようなケースで否決した場合、地方公共団体は相手方に対して損害賠償を負うことになる。

①議会において十分に審議せずに否決する等、議会の否決行為が違法で、かつ相手方の利益の侵害につき故意または過失が議会に認められる場合。

②地方公共団体の長や職員が議会に対して十分な説明を行わない等、議会の否決行為が違法で、かつ相手方の利益の侵害につき故意または過失が地方公共団体の長や職員に認められる場合。

●契約法の基礎

＊契約とは、複数の当事者間において締結される法的拘束力を持つ合意。

（行政処分は、行政庁が一方的に住民の権利義務等の法的地位を決定する行為で、当事者双方の合意に基づいて成立する契約とは異なる）

＊自治体契約の基本原則

①経済性原則：最少の経費で最大の効果（地方自治法 2 条 14 項）

②公平性原則：特定の人に対して特に有利な価格で契約することは許されない。

③競争原則：経済性、公平性確保のために競争の確保が不可欠。

＊自治体の契約書には、契約に関する紛争の解決方法を明記しなければならないことになっている。紛争の解決は、都道府県の紛争処理委員会による仲裁合意によるものが多い。しかし、一審制でリスクが高く、仲裁合意が出ると裁判は起こせなくなる。また、紛争処理委員会の専門性は裁判所程高くはない。

●自治体が行う保証契約

自治体が行う債務保証については、財政援助法 3 条で、会社その他の法人の責務については、総務大臣の指定する会社その他の法人の債務を除いて、保証契約をすることができないとされている。これは自治体が多額の負債を負うことによる財政的なリスクを避けるためである。ただし、土地開発公社については財政援助法 3 条は適用されない。

損失補償は、第三セクター等が金融機関等から融資を受ける場合に、将来、その有志が返済不能になって金融機関が損失を被ったときに、自治体はその損失を補償すること。従来は、損失補償は債務保証とは異なるため財政援助法 3 条の規制は受けないとされていた。

保証に関する改正内容の一つとして、すべての根保証契約に極度額の定めが義務付けられた。

●入札に関する判例

* 指名競争入札で、10 年間継続して参加していた企業が指名を回避されたことに対する損害賠償。

地元企業を優先する指名を行うことについては、合理性を肯定している。ただし、主たる営業所が当該自治体の区域内にないなどの事情から形式的に自治体外事業に当たると判断し、そのことのみを理由として、およそその一切の工事につき指定競争入札に参加させない措置を取ることは、極めて不合理であり、社会通念上著しく妥当性を欠くものと言わざるを得ないとして、損害賠償請求を容認した

* ゴミ焼却工場の建設工事請負契約について随意契約をおこなったことの違法性。

競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とは言えない場合であっても、契約の種類、内容、性質、目的など諸般の事情を考慮して、自治体の利益の増進につながると合理的に判断される場合には、随意契約をおこなうことができる。

(感想)

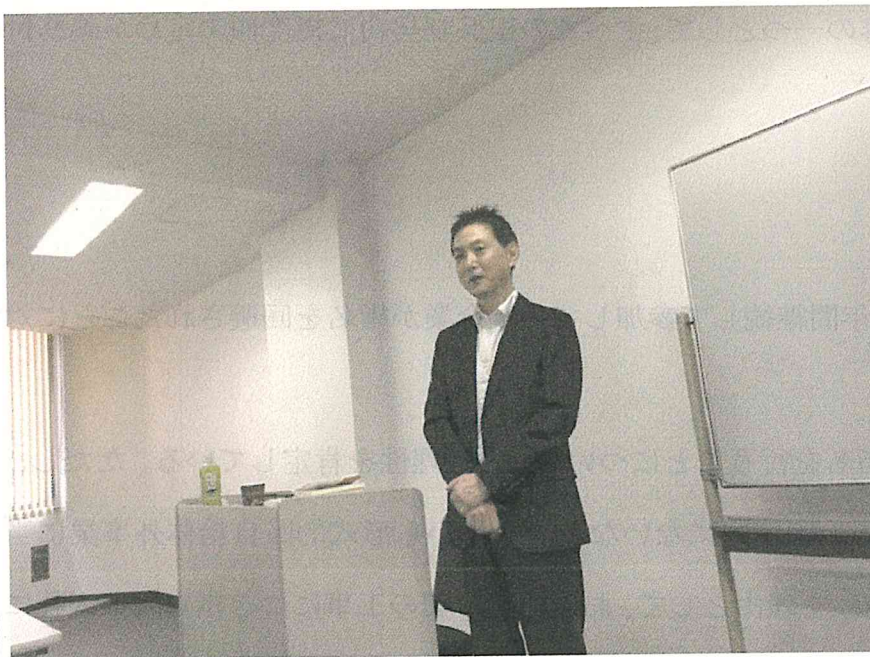
自治体の契約に関する基礎知識を広く学ぶことができ、また、民法改正との関係を知ることができ有意義だった。特に、下記の点についてあきる野市の状況を確認する必要があると感じた。

＊市と第3セクターとの間の契約において、双務代理になっているケースはないか。

＊PFI 事業について、長期間に渡る契約内容についてどのように確認するのか。

＊市営住宅の根保証において、賃借人の債務の極度額が設定されているか。

今後、委託がさらに増えることも予想されるだけに、適正な契約のあり方について議員自身が知識を身に付けることの必要性を改めて認識した。



講師：松村享氏